

議案第 56 号

北海道市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更する。

令和元年 6 月 10 日提出

清水町長 阿 部 一 男

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合同規約（平成 31 年 2 月 22 日市町村第 1877 号指令）の一部を次のように変更する。

別表第 1 空知総合振興局（33）の項中「（33）」を「（32）」に改め、「、北空知葬斎組合」を削り、同表日高振興局（16）の項中「（16）」を「（15）」に改め、「、日高地区交通災害共済組合」を削り、同表十勝総合振興局（24）の項中「（24）」を「（23）」に改め、「、池北三町行政事務組合」を削る。

別表第 2 の 9 の項中「、北空知葬斎組合」、「、日高地区交通災害共済組合」及び「、池北三町行政事務組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。